

# 戸祭小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

いじめは、いじめられた児童の心身や内面を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に悪影響を及ぼすばかりでなく、人権を侵害する重大な問題である。また、「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」ものであり、被害者と加害者の両方になる可能性をはらんでいる。

また、教育活動全般において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員が、児童一人一人を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、人格の健やかな発達を支援するという児童観・指導観に立ち、日々児童たちと接することが、いじめ防止には重要である。

このような考えを踏まえ、「いじめは絶対許さない」「いじめは、どの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」ことを念頭に、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの早急な対処」について、本校としての共通理解を図り、組織的に対応していく。

とりわけ、いじめの予防と早期発見に重点的に取り組むとともに、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大限に重視し、家庭と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所、教育委員会等の関係機関とも連携を図り、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげての適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の具現化のために、いじめ防止に係る内容を定期的に振り返り、改善を加えながら、平成26年3月にいじめ防止基本方針を定めた。

## 2 いじめ防止等のための基本理念等について

### (1) 基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止などの行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。
- いじめは、「どのクラスにも、どの児童にも起こりうる」ことを念頭に起き、いじめを未然に防ぎ、もし、いじめが発生した場合は、早期に解決できるように保護者や関係機関と連携し、情報を共有しながら解決します。
- 日頃の学級経営ばかりでなく、児童に対して定期的なアンケートや教育相談を実施する等、学校組織を挙げて児童一人一人の情緒面の把握に努めます。

## (2) いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

### ① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

### ② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

### ③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

### ④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭・地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

### ⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカー（SSW）などを活用しながら、警察や児童相談所、教育委員会等の関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

### 3 学校におけるいじめ防止等の取組について

#### (1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ・不登校等対策委員会を設置する。

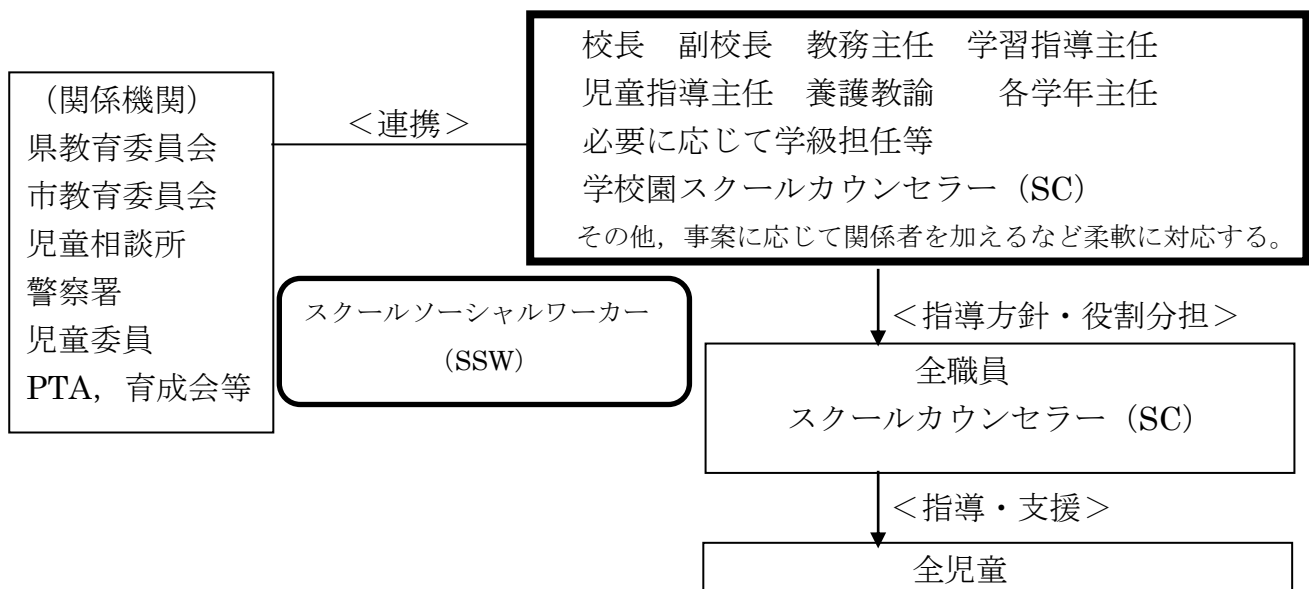
教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、関係機関との連携を図りながら対応にあたる。

#### ① いじめ・不登校等対策委員会

〔構成員〕

【いじめ対策委員会】



〔取組内容〕

- ・ いじめ防止等の全体指導計画の立案，改善
  - ・ 校内研修会の企画・立案
  - ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，情報共有
  - ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
  - ・ いじめの事実確認及びいじめの認知の判断
  - ・ 指導計画の実施状況の把握と改善
- など

#### ② 校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を毎年1回以上実施する。

## (2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。

また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知したりする。

### ① いじめの防止

「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境作りに努める。

#### ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ 児童会主体の朝のあいさつ運動の実施（通年）
- ・ 中学校入学予定者に関する情報交換の実施（2月）
- ・ 中学校入学予定者による中学校訪問
- ・ 児童生徒指導強化連絡会における小・中学校間での情報交換の実施（年2回）
- ・ いじめ根絶標語の作成と学校間における交換、掲示
- ・ 小・中学校間で、相互乗り入れ授業の実施と参観

#### イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施（5月、9月）

- ・ 児童会によるいじめゼロ集会（9月）
- ・ イエローリボン運動の実施（通年）
- ・ 学校だより、児童指導だよりによる、いじめ防止についての情報の掲載

#### ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 道徳科の授業や全教育活動での豊かな人間性の育成
- ・ 自尊感情と自己有用感の育成
- ・ 人権集会（全市一斉土曜授業フリー参観日）を中心とした人権感覚の育成
- ・ 異学年交流（なかよしタイムや清掃活動）を通した思いやりの気持ちの醸成
- ・ 学年・学級経営を中心とした児童の活躍の場作り、居場所づくり、絆づくり

#### エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 人権週間における各クラスの人権宣言と掲示
- ・ 児童会によるいじめゼロ集会
- ・ いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- ・ いじめを受けたり見たりした場合には、大人に伝えることの重要性の周知
- ・ 言葉によるいじめが多く見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会や場の設定

## オ 情報モラル年間計画に基づく計画的な授業の実施

- ・ 道徳科の授業を利用したスマートフォン・携帯電話等通信媒体の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
- ・ 「スマホ・ケータイ安全教室」によるスマートフォン・携帯電話等通信媒体の適切な使い方やマナーの指導
- ・ 学級活動における情報モラルの授業

## カ いじめゼロ強調月間におけるいじめ防止等の取組状況の点検等

- ・ 児童へのアンケートの実施
- ・ アンケートによる教員による自身の指導の振り返り
- ・ いじめ防止基本方針にそった実践と検証
- ・ いじめに係る情報収集及び全職員への情報提供（児童指導主任）

## キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・ 身体の障害や発達障害（ADHD、ADD 等）等，特別な配慮を要する児童に対するいじめを防止するため，合理的配慮の正しい理解と，児童への正しい理解促進のための指導
- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ，児童個々の特性が関係するいじめを防止するために，教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と，児童への正しい理解促進のための指導

## ② いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに，教職員は児童理解を深め，信頼関係の構築に努める。

### ア 児童，保護者への相談窓口等の周知

- ・ 児童は，「はあとポスト」等を利用し，相談しやすい先生に相談
- ・ 保護者は，担任もしくは副校長，教務主任に相談
- ・ 児童に対しては，年度当初や「いじめゼロ強調月間」等の指導のタイミングで折に触れて相談方法を説明
- ・ 保護者に対しては，学校だより，学年だより等で周知を図るほか，保護者会や個人懇談等で相談方法を周知

### イ 宮っ子ダイアリーの活用

- ・ 「相談コーナー」を活用した，児童理解
- ・ 担任による日々のダイアリー確認と，管理職への速やかな報告及び迅速な保護者への対応

### ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・ アンケートの実施（年 4 回）
- ・ 教育相談の実施（年 2 回）

### エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と，家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ 学級懇談会での啓発及びネットトラブルの情報提供
- ・ インターネットを通じて行われるいじめについては，潜在化が懸念されるこ

とから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図ったりするなど、ネットいじめを早期発見

- ・ いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの児童への指導

#### オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・ いじめに関する事例研修の実施
- ・ いじめ等に関する情報交換の実施（月 1 回）
- ・ いじめ防止も含めた配慮児童の共通理解（年 2 回）
- ・ いじめの背景は児童の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用、校内研修を実施

#### カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめの認知に関しては、保護者や児童からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断
- ・ 認知したいじめについての、加害・被害両児童の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等についての連携

### ③ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

#### ○ いじめが発生した場合には、以下の通り対応する。

##### ア いじめ対策委員会を中心とした事実確認

- ※ 被害者、加害者、関係児童から事情を聞くなどして、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録

##### イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の安全確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

##### ウ 「いじめの解消」については、以下の通り

- ・ 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3 か月が目安）継続している。
- ・ 被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。

- エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携
- オ いじめの解決に向けた保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携
- カ ネット上の不適切な書き込みがあった場合、問題の箇所の確認と必要な措置

#### ④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

##### ア PTAとの連携、家庭への啓発

- ・ 本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えたりして、積極的に周知

##### イ 地域との連携

- ・ いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼

##### ウ 関係機関等との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

#### 4 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

#### 5 取組の充実に向けて

- ・ 本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ・不登校等対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。

付則 平成29年10月 1日 一部改訂  
平成30年 4月 1日 一部改訂  
令和 6年11月 1日 一部改訂